福岡大学医学部同窓会会則

「昭和57年7月3日制定]

改正 平成元年 7月 8日 平成 3年 7月 6日 平成 5年 7月10日 平成 7年 7月 8日 平成 9年 9月27日 平成11年 7月14日 平成14年 7月 6日 平成17年 7月 9日

第1章 総 則

(会の名称)

第1条 本会は福岡大学医学部同窓会(以下本会と云う)と称し、別に愛称を「烏帽子会」とする。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、医学の研鑚、および母校の発展に寄与すること を目的とする。

(事務局所在地)

第3条 本会事務局は福岡大学医学部内におく。

(会員)

- 第4条 本会の会員は次のとおりとする。
 - 一.正会員 福岡大学(以下本学と云う)医学部卒業生。
 - 二.学生会員 本学医学部に在学する学生。
 - 三、準会員

本学大学院医学研究科に在学する他大学または他学部出身の大学院生(在学した者を含む)のうち、入会を希望し理事会が承認したもの。

本学医学部・病院に在籍する他大学または他学部出身の教育職員(特別会員を除く)、医員、臨床研修医、研究生等(それぞれ在籍した者を含む)のうち入会を希望し理事会が承認したもの。

- 四.特別会員 本学医学部・病院に勤務する正会員以外の教授(教授であった者を含む)。
- 五. 賛助会員 本会の主旨に賛同して入会を希望し理事会が承認したもの。
- 六.名誉会員 前各号の会員以外で、本会の運営に協力し理事会が承認したもの。 (事業)
- 第5条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。
 - 一.総会の開催
 - 二.会報、名簿の発行
 - 三.その他、理事会において適当と認める事業

第2章 役員及び会議

(役員)

第6条 本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長、理事、監事及び評議員をそれぞれ若干名。

2 役員は正会員の中から選出し、総会の承認を受けるものとする。

(名誉会長)

第7条 本会に名誉会長をおくことができる。

(会議)

- 第8条 本会は会長、副会長、理事により理事会を構成する。
 - 2 本会は会長、副会長、理事、監事及び評議員により評議員会を構成する。

(臨時の委員会)

- 第9条 本会は第5条の目的を達成するため、臨時に委員会を設置することができる。 (総会)
- 第10条 総会は正会員により構成され、原則として毎年1回開催する。ただし会長の要請、もしくは構成員の十分の一以上の署名による請求があった時は、臨時に総会を開催するものとする。

第3章 会 計

(収入)

- 第11条 本会の運営は次の収入をもって行う。
 - 一. 会員の会費
 - 二.事業収益金
 - 三、有志の寄附金、及びその他の補助金等

(会費)

- 第12条 本会の会員(特別会員を除く)は会費を納入しなければならない。 (会計年度)
- 第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第4章 支 部

(支部)

第14条 本会は必要に応じ支部を設けることができる。

第5章 除 名

(除名)

- 第15条 著しく本会の名誉を傷つけた会員はこれを除名することができる。
 - 2 除名はその状況の回復によりこれを解除することができる。

(退会)

- 第16条 準会員は次の場合退会させる。
 - 一、本人が退会を希望しその旨申し出た時。
 - 二.会費を3年以上滞納した時。

第6章 補 則

(細則)

- 第17条 この会則の実施にあたり、必要な事項は細則で定める。 (会則改正)
- 第18条 この会則の改正は、評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附則

この会則は、平成17年7月9日から施行する。

05/09/03 会則 9:050709.doc